

身体障害者手帳・療育手帳の様式等の見直し案の概要

概要 身体障害者手帳及び療育手帳に係る要望等をふまえ、各手帳の共通化を図るなど、様式等の見直しを行う。
また、手帳に情報提供機能を付加する。

1 手帳の形態

(1) 手帳の構造

現行：糸かがり中とじ型。表紙・裏表紙はビニール製。

- ・手帳本体は紙製とし、これを折りたたんでビニール製のカバーに収納する構造とする。
- ・手帳本体は、基本情報記載部分を1枚、情報提供及び備考欄等からなる部分を1枚の計2枚で構成し、カバーに収納することで一体化する。
- ・カバーには透明なビニール製の窓をつけ、その窓から基本情報が見える構造とする。
- ・カバーの内側には収納しやすいように複数の透明なビニール製ポケットをつける。
- ・カバーには、持ち歩く際に便利のように、紐を通すための穴をつける。
- ・重度視覚障害者に対しては、カバーに「身体障害者手帳」と記載した点字シールを貼付する。

(2) 手帳の大きさ

現行：身体障害者手帳（114mm × 75mm） 療育手帳（130mm × 91mm）

- ・身体障害者手帳と療育手帳を共通のサイズとし、カバー込みで約115mm × 80mmとする。
- ・手帳本体は、A4判の2分の1（105mm × 296mm）の用紙2枚とし、各々4つ折り（105mm × 74mm）でカバーに収納する。

(3) 手帳の色

現行：身体障害者手帳（こげ茶色） 療育手帳（黄色）

- ・身体障害者手帳と療育手帳のカバーは共通とし、レンガ色とする。

(4) 手帳の記載項目

現行：表紙をめくった見開きに氏名、生年月日、手帳番号、手帳交付日、写真等。（身体障害者手帳はこのほかにも、等級、障害名等）

- ・手帳の提示面の記載項目（カバーの窓から見える基本情報）は、次のとおりとする。

手帳の名称、氏名、生年月日、写真、手帳番号、交付日、鉄道運賃割引種別、発行者及び印、等級（身体障害者手帳に限る）

- ・手帳の提示面に含まれない主な記載項目については、次のとおりとする。

身体障害者手帳	障害名（障害区分、具体的障害名）、本人欄（住所等）、保護者欄（氏名等）、補装具の欄、再認定時期
---------	---

療育手帳	判定の記録（障害の程度（A1～B2の4区分）等）、本人欄（居住地等）、保護者欄（氏名等）
------	--

- ・有料道路通行割引等、各種制度利用の際の押印等に使用する備考欄のスペースは、カバーを開いてすぐ提示しやすい場所に設ける。
- ・カバーには「北海道」と記載する。

2 情報提供機能の付加

現行：特になし

- ・手帳に基づき利用できる各種制度や手続に関する情報を記載する欄（常時携帯可能なもの）を設け、制度名及び問合せ窓口を記載する。